

关于单亲人士可领取的补助等

ひとり親の方が受けられる手当等について



綾瀬市外国語口译呼叫中心 0467-70-5682

綾瀬市外国語通訳コールセンター TEL 0467-70-5682

关于单亲人士可领取的补助等

1 儿童补助(以养育儿童的全部家长为对象)

以在绫濑市进行了住民登记，养育初中毕业前(截至初中 3 年级毕业)的儿童的家长为对象。设有所得限制。从 2022 年度开始，原则上不需要提交现状申报。(部分人士有可能需要。)

进行咨询及办理手续请联系儿童未来课。 0467-70-5682
(绫濑市外语口译呼叫中心)

2 儿童抚养补助

以养育至满 18 岁之日以后最初的 3 月 31 日之间的儿童(如果为残障儿童则为未满 20 岁)的家长为对象。设有所得限制。请在每年 8 月提交现状申报，对所得等进行审查。

进行咨询及办理手续请联系儿童未来课。 0467-70-5682
(绫濑市外语口译呼叫中心)

3 单亲家庭等医疗费补助

以养育至满 18 岁之日以后最初的 3 月 31 日之间的儿童(如果为残障儿童则为未满 20 岁)及其家长为对象。保险诊疗部分的医疗费变为免费。设有与儿童抚养补助同等的所得限制。

进行咨询及办理手续请联系儿童未来课。 0467-70-5682
(绫濑市外语口译呼叫中心)

4 单亲家庭等儿童就学援助

以 4 月 1 日当前在绫濑市居住 1 年以上，小学·初中入学、高中入学·在学的儿童的家长为对象。设有所得限制。

进行咨询及办理手续请联系儿童未来课。 0467-70-5682
(绫濑市外语口译呼叫中心)

ひとり親の方が受けられる手当等について

1 児童手当（子どもを養育している全ての保護者が対象）

綾瀬市に住民登録のある、中学校修了前（中学校3年生修了まで）の子どもの保護者が対象。所得制限があります。令和4年度から現況届の提出が原則不要となりました。（一部の方は、必要な場合があります。）

お問い合わせ・お手続きは、こども未来課。 0467-70-5682
（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

2 児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（障がい児の場合は20歳未満）の保護者が対象。所得制限があります。毎年8月に現況届を提出していただき、所得等の審査をします。

お問い合わせ・お手続きは、こども未来課。 0467-70-5682
（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

3 ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（障がい児の場合は20歳未満）と、その保護者が対象。保険診療分の医療費が無料になります。児童扶養手当と同等の所得制限があります。

お問い合わせ・お手続きは、こども未来課。 0467-70-5682
（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

4 ひとり親家庭等児童就学援助

4月1日現在で綾瀬市に1年以上住んでいて、小・中学校の入学、高等学校の入学・在学の子どもの保護者が対象。所得制限があります。

お問い合わせ・お手続きは、こども未来課。 0467-70-5682
（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

5 绫濑市奖学金制度

(以包括单亲在内的全部家长为对象・设有所得限制)

以因经济方面的理由而上高中存在困难的，在市内居住的人士为对象。国公立高中与私立高中的补助金额不同。申请每年2次，4月、10月开始补助，申请时期有所不同。

进行咨询及办理手续请联系**学校教育课**。 **0467-70-5682**
(绫濑市外语口译呼叫中心)

6 就学援助制度

(以包括单亲在内的全部家长为对象・设有所得限制)

以在绫濑市立的小学、初中就读，或在市内居住、在国公立小学、初中就读的学生的家长为对象。对学用品费、学校供餐费等进行援助。

进行咨询及办理手续请联系**学校教育课**。 **0467-70-5682**
(绫濑市外语口译呼叫中心)

7 其他制度

7.1 上下水费减免

首次申请儿童抚养补助之时，将代理申请。(由于是县水道局实施的减免制度)将对基本费及相应消费税予以减免。迁居或不再成为减免对象之时，请直接向管辖的水道局进行咨询。

咨询请联系**海老名水道营业所**。 **046-234-4111**

7.2 JR 通勤月票打折购买

领取儿童抚养补助的人士，可打折购买通勤月票。需要交付**特定者资格证明书**。办理交付手续时，请携带①3×4cm 证明用照片(6个月以内摄影)、②儿童抚养补助证书、③印章前来窗口。

进行咨询及办理手续请联系**儿童未来课**。 **0467-70-5682**
(绫濑市外语口译呼叫中心)

5 綾瀬市奨学金制度（ひとり親を含む全ての保護者が対象・所得制限あり）

経済的な理由で、高等学校での修学が困難な市内在住の方が対象です。
国公立の高等学校と、私立の高等学校では給付金額が違います。
申請は、年2回、4月・10月に給付が開始され、申請時期が異なります。

お問い合わせ・お手続きは、学校教育課。 0467-70-5682
（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

6 就学援助制度（ひとり親を含む全ての保護者が対象・所得制限あり）

綾瀬市立の小・中学校に在籍または、市内在住で、国公立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者が対象です。学用品費・給食費等の援助をします。

お問い合わせ・お手続きは、学校教育課。 0467-70-5682
（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

7 その他の制度

7.1 水道料金の減免

初めて児童扶養手当を申請されたときに、代理で申請をします。（県の水道局が行っている減免制度のため）基本料金と、その消費税相当額を減免。
転居や減免の対象となくなるときは、直接管轄の水道局へお問い合わせください。

お問い合わせは、海老名水道営業所。 046-234-4111

7.2 JRの通勤定期券の割引購入

児童扶養手当を受給されている方が、通勤定期券を割引で購入できます。
特定者資格証明書の交付が必要です。交付の手続きには、
①3×4cmの証明用写真（6ヶ月以内撮影）②児童扶養手当証書③印鑑
以上を窓口にお持ち下さい。

お問い合わせ・お手続きは、こども未来課。 0467-70-5682
（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

7.3 申请县营住宅时中签率优待

单亲人士申请县营住宅时，中签率可享优待。

咨询请联系神奈川县住宅营缮事务所・县营住宅部・入居管理课。

045-311-8105

7.4 私立高中补助金(以满足条件的全部家长为对象)

向孩子正在上私立高中的家庭，提供学费补助。

设有所得限制。

进行咨询及办理手续请联系就读的学校或神奈川县・私学振兴课。

045-210-3793

7.5 县立高中・就学支援金(以满足条件的全部家长为对象)

向孩子正在上县立高中的家庭，通过学费等的补助。设有所得限制。

进行咨询及办理手续请联系就读的学校或神奈川县・教育局行政部财务课。

045-210-8251

7.6 奖学补助金(以满足条件的全部家长为对象)

以领取生活保护的家庭，或市町村民税的所得比例为非课税且养育高中生等的家庭为对象，设有对于学费以外的教育费，发放无需返还的补助金的制度。

进行咨询及办理手续请联系就读的学校或神奈川县・教育局行政部财务课。

045-210-8251



7.3 県営住宅申込時の当選率優遇

ひとり親の方が、県営住宅を申し込むときに当選率が優遇されます。

お問い合わせは、神奈川県住宅営繕事務所・県営住宅部・入居管理課。

045-311-8105

7.4 私立高校補助金（条件を満たす全ての保護者が対象）

私立高校に通学するお子さんがいる家庭に、学費の補助があります。
所得制限があります。

お問い合わせ・お手続きは、在学する学校、又は神奈川県・私学振興課。

045-210-3793

7.5 県立高校・就学支援金（条件を満たす全ての保護者が対象）

県立高校に通学するお子さんがいる家庭に、学費等の補助があります。
所得制限があります。

お問い合わせ・お手続きは、在学する学校、又は神奈川県・教育局行政部財務課。

045-210-8251

7.6 奨学給付金（条件を満たす全ての保護者が対象）

生活保護を受けているか、市町村民税の所得割が非課税で、高校生等がいる世帯を対象に、授業料以外の教育費について、返還の必要のない給付金を支給する制度があります。

お問い合わせ・お手続きは、在学する学校、又は神奈川県・教育局行政部財務課。

045-210-8251



8 职业培训优先名额

公共职业安定所的职业培训设有单亲家庭人士优先名额。每一个职业培训课程均设有若干优先名额。

咨询请联系公共职业安定所大和。 046-260-8609

9 母亲公共职业安定所、母亲角

公共职业安定所之中，有的地方可带孩子一起前来咨询，有的地方还设有儿童角。对于希望尽早就业的人士，还提供预约制的职业咨询。

咨询、协商请联系公共职业安定所大和。 046-260-8609

10 税金扣除(单亲扣除)

符合以下条件的人士，可享受所得税、住民税扣除。

合计所得	配偶关系	税的种类	抚养子女(※1)	抚养子女以外人员	无抚养亲属
全年所得 500 万日元以下	死别	所得税 住民税	35 万日元 30 万日元	27 万日元 26 万日元	27 万日元 (※2) 26 万日元
	离别	所得税 住民税	35 万日元 30 万日元	27 万日元 26 万日元	无
	未婚	所得税 住民税	35 万日元 30 万日元	无	无

(※1) 全年所得未满 48 万日元 (※2) 与以往同样为寡妇扣除的对象

咨询、协商请联系课税课・市民税负责部门。0467-70-5611
(绫濑市外语口译呼叫中心)

8 職業訓練の優先枠

ハローワークの職業訓練は、ひとり親家庭の方の優先枠が設けてあります。どの職業訓練のコースにも若干の優先枠があります。

ご相談は、ハローワーク大和。 046-260-8609

9 マザーズ・ハローワーク、マザーズコーナー

ハローワークの中には、お子さん同伴で相談が出来たり、キッズコーナーがあるところがあります。早期就職を目指す方には、予約制の職業相談もあります。

お問い合わせ・ご相談は、ハローワーク大和。046-260-8609

10 税金の控除（ひとり親控除）

以下の要件に該当する方は、所得税・住民税の控除を受けることが出来ます。

合計所得	配偶関係	税の種類	子を扶養している（※1）	子以外を扶養している	扶養親族なし
年間所得 500万円以下	死別	所得税	35万円	27万円	27万円（※2）
		住民税	30万円	26万円	26万円
	離別	所得税	35万円	27万円	なし
		住民税	30万円	26万円	
	未婚	所得税	35万円	なし	なし
		住民税	30万円		

（※1）年間所得48万円未満 （※2）従来通り寡婦控除の対象

お問い合わせ・ご相談は、課税課・市民税担当。0467-70-5682
（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

11 针对确保养育费的支援

针对考虑离婚但不知如何确保养育费，虽然已离婚但尚未就养育费作出决定的人士，开展就如何确保养育费提供咨询等支援。

・ 养育费相关公证书等制成促进补助金

关于养育费，在公证处及家庭法院制成公正书及调停调查书之时，对本人负担的经费，发放补助金。

在市内居住，2022年4月1日以后，制成与养育费相关的公正书等的人士。补助金额上限 3 万日元，以领取儿童抚养补助的人士或同等所得水准的人士为对象。

・ 养育费相关保证促进补助金

关于养育费，与保证公司签订保证合同之时，对于本人负担的保证费，发放补助金。

在市内居住，2022年4月1日以后签订养育费相关保证合同的人士。补助金额上限 5 万日元(保证合同的首次保证费)，以领取儿童抚养补助的人士或同等所得水准的人士为对象。

2022年4月以前制成公证书等的人士，以及签订养育费相关保证合同的人士，不属于上述补助金的对象。

可通过电话、面谈及电子邮件接受咨询。(面谈之时，请事先联系。)

咨询及申请有单亲综合咨询员受理。

咨询预约及电话咨询请联系儿童未来课。0467-70-5682

(绫濑市外语口译呼叫中心)

E-mail: wm705664@city.ayase.kanagawa.jp



11 養育費確保に向けた支援

離婚を考えているが養育費の確保の仕方がわからない、離婚したが養育費の取り決めをしていない方に、養育費確保に向けた相談等の支援を行っています。

・ 養育費に係る公正証書等作成促進補助金

養育費について、公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した経費に対し補助金を交付します。

市内在住で令和4年4月1日以降に養育費に係る公正証書等を作成した方。助成金額は上限3万円で、児童扶養手当の受給者または、同等の所得水準の方が対象となります。

・ 養育費に係る保証促進補助金

養育費について、保証会社と保証契約を締結した際に、本人が負担した保証料に対し補助金を交付します。

市内在住で令和4年4月1日以降に養育費に係る保証契約を締結した方。助成金額は上限5万円（保証契約の初回保証料）で、児童扶養手当の受給者、又は同等の所得水準の方が対象となります。

なお、令和4年4月以前に公正証書等作成した方や、養育費に係る保証契約を締結した方は、上記の補助金の対象にはなりません。

電話・面接・Eメールでの相談を受け付けています。（面接の場合、事前にご連絡ください）



ご相談・申請は、ひとり親総合相談員が承ります。

相談予約・電話相談は、こども未来課。 0467-70-5682
(綾瀬市外国語通訳コールセンター)

E-mail: wm705664@city.ayase.kanagawa.jp

12 单亲人士咨询(考虑离婚的人士也可进行咨询)

- 考虑离婚，但不知从何入手。
- 未就养育费作出决定便离婚了，希望哪怕从现在开始支付也好。
- 关于离婚未能谈妥，探讨采取别的方法。
- 孩子升学教育资金不足，希望能够借贷。

如果面临上述困惑，请前来咨询，将帮助您想方设法解决。

关于法律方面的问题，将为您介绍市的法律咨询、法律平台等。

本咨询由单亲综合咨询员、母子·父子自立支援员受理。

咨询原则上采取【预约制】。也受理电话咨询。

咨询预约及电话咨询请联系儿童未来课。

0467-70-5682

(绫濑市外语口译呼叫中心)

E-mail: wm705664@city.ayase.kanagawa.jp

※根据电子邮件咨询内容，有时难以做出回答，敬请谅解。

<关于咨询受理时间等>

母子·父子自立支援员 星期一～星期四

9:15～17:00 (12:15～13:00 除外)

单亲综合咨询员 星期二～星期五

9:15～17:00 (12:15～13:00 除外)



本补助及制度等的内容截至2022年4月，有可能未经预告而进行修订。将逐步进行更新，详情请向负责课进行咨询。

12 ひとり親の方の相談（離婚を考えている方もご相談いただけます）

- ・離婚を考えているが、何から始めれば良いか分からない
- ・養育費の取り決めをせずに離婚したが、今からでも払ってほしい
- ・離婚の話し合いがうまくいかないなので別の方法を検討したい
- ・子どもの進学で教育資金が足りないので貸付を受けたい

このようなお困りごとをお伺いし、解決するためのお手伝いをいたします。
法律的なことは、市の法律相談・法テラス等をご案内させていただきます

ご相談は、ひとり親総合相談員、母子・父子自立支援員が承ります。

相談は、原則【予約制】となっております。電話での相談も承っています。

相談予約・電話相談は、こども未来課。 0467-70-5682

（綾瀬市外国語通訳コールセンター）

E-mail : wm705664@city.ayase.kanagawa.jp

※なお、メール相談の内容によりましては、お答えいたしかねることもございますので、ご了承ください。

<相談受付時間等のご案内>

母子・父子自立支援員 月～木 9:15～17:00 (12:15～13:00 除く)

ひとり親総合相談員 火～金 9:15～17:00 (12:15～13:00 除く)



この手当・制度等は、令和4年4月現在のものです。予告なく改定する場合があります。順次更新いたしますが、詳細は担当課にお尋ねください。